

東証コンプライアンス四季報



平成18年秋号

(株)東京証券取引所
コンプライアンス部門

平成18年10月

当資料に使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして、当取引所はその責めを負いかねますのでご了承下さい。

はじめに

当取引所の自主規制本部コンプライアンス部門の業務は、当取引所市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性・信頼性を確保するための「考査」と、相場操縦的行為やインサイダー取引等の不公正取引を監視する「売買審査」が2つの柱であり、「考査部」と「売買審査部」がそれぞれの業務を担当しています。

平成18年度第2四半期(平成18年7月～9月)におけるコンプライアンス部門(考査部・売買審査部)の主な活動状況は、以下のとおりです。

➤ 考査部の活動状況

考査の実施状況

平成18年度第2四半期において、考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

考査の種類	内 容	社数
一般考査	過去の考査結果、行政の検査結果、前回考査からの経過日数などを考慮し、考査の必要性が高いと判断される取引参加者から順次行う考査です。	13社
合同検査	日本証券業協会と当取引所が同時に臨店して一体的に行う考査です。	13社
共同考査	各地取引所と連携して行う考査です。	9社
フォローアップ考査	考査で認められた不備に関して改善報告書の提出を求めた取引参加者に対し、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認のために行う考査です。	2社
特別考査	各種情報に基づき、取引参加者の特定の事項に焦点を当てて行う考査です。	2社

考査の結果

平成 18 年度第 2 四半期において、一般考査に係る考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

取引参加者名	結果通知日	措置	
		注意喚起	改善報告書
松井証券	7月4日		
山和証券	7月4日		
高木証券	8月10日		
しんきん証券	8月10日		
中原証券	8月10日		
ブライト証券	8月10日		
大成証券	8月10日		
丸八証券	9月14日		
バンクオブアメリカ証券	9月25日		
カブドットコム証券	9月25日		
ライブドア証券	9月25日		
リテラ・クレア証券	9月25日		
豊証券	9月25日		

「 」は注意喚起（考査員による口頭注意を除く。）を行ったこと、又は、改善報告書の提出を求めたことを示します。

不備事項の内容

不備事項	事案数
1 法定帳簿に関する不備	4
2 差金決済取引	3(2)
3 不適正な約定訂正処理(事故報告書の未提出等)	3(1)
4 誤発注防止に関する管理不備	2(2)
5 新規上場銘柄の売買等に関する規制措置違反	2(1)
6 自己資本規制比率の算出に関する不備	2
7 最良執行義務に関する不備	1(1)
8 法人関係情報に関する管理不備	1(1)
9 先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備	1(1)
10 不適正な信用取引区分訂正の申告	1
11 目論見書の未交付	1
12 空売りに関する不備	1
13 取引一任契約に基づく取引に係る管理不備	1

注意喚起(考査員による口頭注意を含む。)又は要請を行った不備事項の内容及び事案数を示します。

() は改善報告書の提出を求めた事案数です。

「8 . 法人関係情報に関する管理不備」及び「13 . 取引一任契約に基づく取引に係る管理不備」は、後述の売買審査部との連携による不公正取引に関する管理不備事案です。

主な不備事案

項目	内容
誤発注防止に関する管理不備	誤発注防止のため、警告メッセージの表示や大口注文発注時の上席者による承認等の方策を実施していたが、いずれも実効性が不十分であったため、注文入力担当者が委託売注文の受注株数の桁数を誤って端末入力して発注することとなり、当該銘柄を売り下げた。
先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備	TOPIX 先物取引に係る証拠金について、顧客が差し入れるべき現金不足額の管理が適切に行われていなかったため、誤った処理により顧客の証拠金不足を処理していた。

不公正取引に関する管理不備事案

平成 18 年度考査計画にも掲げておりますが、本年度においては、違反行為全体の説明を図ることを目的に、考査部と売買審査部との連携を一層緊密化して、より深度のある、機動的な調査を行うことを重点的な施策としています。

このような連携を通じ、平成 18 年度第 2 四半期においては、以下の不備事案が認められました。

項 目	内 容
法人関係情報に関する管理不備	内部者取引規制の対象となる自社の未公表情報がある中で、役員等による自社株の買付けが同社を通じて行われており、また役職員の自社株売買について有効なチェックを行っていない等、法人関係情報に係る不公正な取引を防止するための態勢が十分に整備されていないと認められる状況にあった。
取引一任契約に基づく取引に係る管理不備	海外関連会社との取引一任契約に基づく、長期国債先物取引の取引最終日の売買において、立会終了時に近い時間帯に売注文を連続して発注することで価格に影響を与え、長期国債先物取引の最終清算値段を変動させており、また不公正取引防止のためのモニタリングや事後審査を行っていない等、取引一任契約を行う場合に求められる社内管理体制が十分に整備されていないと認められる状況にあった。 当該事案については、売買審査部から注意喚起を行っています。

➤ 売買審査部の活動状況

売買審査件数

売買審査は、問題のありそうなものをふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断されたものについて、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

一方、審査の内容面においては、インサイダー取引、相場操縦、デリバティブ関係、その他の不正な行為に分類されます。

こうした分類ごとに、平成18年度第2四半期に調査・審査を終了した件数を集計すると、以下のとおりです。

区 分		調査件数		審査件数	
			前年同期比		前年同期比
インサイダー取引	増 資	66	37	7	1
	減 資	11	3	1	1
	自己株式取得	417	70	2	2
	株式分割	21	10	2	0
	配当異動	452	49	4	3
	合 併	4	0	0	1
	業務提携及びその解消	65	1	3	1
	業務遂行の過程で生じた損害の発生等	114	64	4	4
	主要株主の異動	72	6	1	1
	決算に関する情報	231	40	6	2
	その他重要事実	341	80	10	3
	小 計	1,794	342	40	13
相場操縦	株価変動等	134	101	3	2
	増 資	69	56	0	0
	空売り	10	170	0	0
	小 計	213	13	3	2
デリバティブ関係		66	12	2	2
そ の 他		14	8	1	1
合 計		2,087	351	46	14

調査・審査の件数は終了した件数。

注意喚起件数

売買審査の結果、不公正取引と認められる行為又はそのおそれのある行為が認められた場合については、当取引所の定款等諸規則に基づき、取引参加者や上場会社に対し、処分や注意喚起などの措置を行います。

平成 18 年度第 2 四半期に行った注意喚起の件数及びその概要は以下のとおりです。

【取引参加者に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	件 数
作為的相場形成	<ul style="list-style-type: none"> 海外関連会社との取引一任契約に基づく、長期国債先物取引の取引最終日の売買において、立会終了時に近い時間帯に売注文を連続して発注することで価格に影響を与え、長期国債先物取引の最終清算値段を変動させており、また不公正取引防止のためのモニタリングや事後審査を行っていない等、取引一任契約を行う場合に求められる社内管理体制が十分に整備されていないと認められる状況にあった。 <p>本件は審査部との連携事案です（P4「不公正取引に関する管理不備事案」参照）。</p>	1 件 (1)
安定操作期間中の買付け	<ul style="list-style-type: none"> 安定操作期間を誤認していたために、安定操作取引以外に買付けの委託をすることができない者として取引所から通知されていた顧客による買付注文を受託した。 	1 件 (0)

括弧内の数値は改善報告書の提出を求めた数。

【上場会社に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	社 数
インサイダー取引の未然防止体制の不備	<ul style="list-style-type: none"> インサイダー情報の取扱い等を定めた社内規則に不備があると判断されたもの、若しくは社内規則に添った対応が取られていなかったもの。 	5 社

未然防止通知件数

取引参加者ごとの約定形態が、「終値形成時における株価引上げ」形態など一定の売買パターンに合致した場合には、その取引参加者に「未然防止通知」を行い、コンプライアンス上、ご注意頂こうとするものです。

平成 18 年度第 2 四半期に行った未然防止通知の件数は以下のとおりです。

該当項目	件数
終値形成時における株価引上げ	210
終値接近時の買上がり	19
終値接近時の売下がり	3
合計	232

不公正取引等に関する情報受付

売買審査部では、相場操縦的行為やインサイダー取引などの不公正取引に関し、一般投資者等からの情報を受け付けています。

平成 18 年度第 2 四半期における情報受付の状況は以下のとおりです。

区分	件数
相場操縦	298
インサイダー取引	30
銘柄一般情報	24
その他	23
合計	375

➤ 取引参加者等へのサポート活動

取引参加者等からの問合せ対応

考査部では、取引参加者から証券取引に係る法令諸規則に関するお問合せについて、
 売買審査部では、取引参加者や上場会社等から相場操縦やインサイダー取引に関する
 規制について、ご質問にお答えしています。

平成 18 年度第 2 四半期におけるお問合せの状況は以下のとおりです。

【考査部】

区 分	件 数
信用取引	26
空売り	19
差金決済取引	13
約定訂正	7
法定帳簿	6
規制措置	3
その他	21
合 計	95

【売買審査部】

区 分	件 数
インサイダー取引	320
自己株式取得	45
公開買付け	20
空売り	33
受託	16
ファイナンス	12
売買状況	47
立会外・市場外取引	9
信用取引・発行日取引	9
クロス取引	11
その他	32
合 計	554

➤ その他の活動状況

1. 売買審査業務の質的向上

・売買審査担当者のスキルアップ

高度な専門性を有する審査担当者の育成に向けて、本年 9 月に英国金融サービス機構（FSA）に 트레이ニー を派遣しました。

・システムの機能拡充等による売買審査能力の向上

現物・派生商品の総合的な売買審査体制のより一層の充実を図ることを目指し、デリバティブ不公正取引の新たな抽出システム開発に向けた検討を開始しました。また、より効率的な売買審査を可能とするため、データ分析ツールの機能強化等を実施しました。

2. 取引所におけるエンフォースメントの強化

・当取引所において処分を判断する際の留意事項の策定

当取引所が取引参加者に対して行う処分の透明性及び取引参加者における予見可能性を向上させる観点から、処分の可否及びその内容を判断する際に考慮する項目について取りまとめた「当取引所において処分を判断する際の留意事項」を策定し、公表しました（9月26日）。

・国内関係機関との連携強化

証券取引等監視委員会との間における情報連携体制の強化を図るために、売買審査ホットラインを設置しました（8月）。さらに、市場監視上の情報共有及び共通の問題意識の醸成を図ると共に、問題解決に向けた方法論などについて幅広い議論を行うことを目的として、市場監視連絡協議会を開催しました（9月）。

また、国内自主規制機関相互の緊密な連携を図り、各自主規制機関における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを推進することを目的として、CRO連絡協議会を8月に開催しました（隔月開催）。

・売買審査等に係る海外自主規制機関との連携強化

海外自主規制機関との国際的な連携強化を推進することを目指し、本年 11 月に東京にて開催予定の国際 CRO シンポジウム・国際 CRO 会議に向けた準備を開始しました。

3. 取引参加者や上場会社等のコンプライアンスに対する支援推進

・インサイダー取引規制解説セミナー等

東証が主催する証券に関する学習プログラム「東証アカデミー」の一環として、「企

業担当者のためのインサイダー取引規制解説セミナー」を9回開催しました。

このほか、取引参加者及び上場会社等への講師派遣を平成18年度第2四半期中に42社（計72回）行いました。

・ **インサイダー取引規制Q & A（新会社法対応版）の発刊**

平成18年5月に施行された新会社法に対応した、「インサイダー取引規制Q & A（新会社法対応版）」を発刊して、インサイダー取引に関する啓蒙活動を積極的に実施しました。

・ **東証売買管理セミナー**

市場監視分野において、取引参加者における売買管理部門との連携をより緊密にし、また、取引参加者の売買審査能力の向上を支援するため、取引参加者の売買管理担当者等を対象として、売買審査の観点や事例に則した意見交換等を行う「東証売買管理セミナー」を開催しました（7月・8月に計4回）。

➤ **処分の状況**

当取引所は、取引参加者が法令諸規則に違反したと認める場合には、当取引所の諮問委員会である「規律委員会」に諮問のうえ、過怠金、戒告、有価証券の売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消しなどの処分を行います。

平成18年度第2四半期（平成18年7月～9月）における処分実施事案はありませんでした。

以 上